

あおば

スタート補助金

活動のスタートを応援します！



令和6年度事業募集

✿ 求める取組

自治会町内会と連携・協力して実施する、
青葉区内の地域課題の解決につながる取組

✿ 補助金額

初年度：上限30万円（補助対象経費の9/10上限）

2年度目：上限15万円（補助対象経費の1/2上限）

✿ 募集期間

令和6年5月1日(水)から11月30日(土)まで

(※予算上限に達し次第終了)

問い合わせ先 青葉区 地域振興課 地域力推進担当

電話：045-978-2286 FAX：045-978-2413

Eメール：ao-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

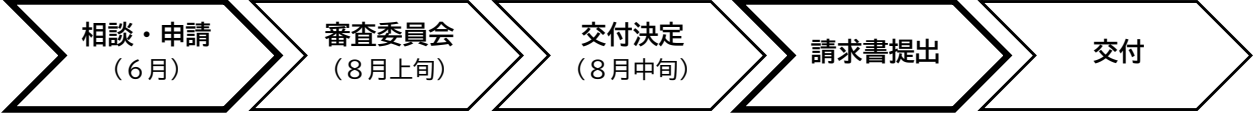


あおばスタート補助金



申請にあたっては、必ず事前に青葉区地域力推進担当にご相談ください。

令和6年度あおばスタート補助金 募集要件

対象団体	<ul style="list-style-type: none">❖ 下記のすべての要件を満たすもの○ 2人以上の構成員を有し、団体への参加について制限を設けていない団体○ 民主的な意思決定の場がある団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none">❖ 下記のすべての要件を満たすもの○ 青葉区内の地域課題の解決につながる事業○ 実施する地域の自治会町内会の了承が得られたうえで、当該自治会町内会と連携・協力して実施する事業、又は実施する事業の地域の自治会町内会が主催する事業○ これからはじめる事業又は既存の事業の改善や見直しを行う事業○ 課題とその解決手法が明確に提示されている事業○ 自主的・主体的に企画及び実施する事業○ 令和6年度中に実施する事業○ 令和6年度以降も継続的な取組を行おうとしている事業 <p>※ 次に該当する事業は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業○ 政治的又は宗教的な宣伝の意図を有する事業○ 他の補助金等の支援を受けている事業○ 公序良俗に反するなど、支援の対象として適当でないと認められる事業
対象経費	<p>申請日以降から令和7年3月31日までに支出する事業に要する経費を対象とします。ただし、次に掲げるものは対象としません。</p> <ul style="list-style-type: none">① 施設などの維持管理に関する経費② 親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付、直接組織の運営・活動にかかる経費③ 申請団体に所属する者への謝金 <p>※ 対象経費一覧については、青葉区ウェブサイト内の「あおばスタート補助金交付要綱」をご確認ください。</p>
補助期間	連続する2か年度を限度とします。 ※ 各年度ごとに申請が必要です。
補助金額	初年度：補助対象経費の9/10を限度に、30万円を上限として区長が決定 2年度目：補助対象経費の1/2を限度に、15万円を上限として区長が決定
申請期間	令和6年11月30日（土）まで（予算上限に達し次第終了） （※令和6年度青葉みらいづくり大学校の受講生が同年度内に実施するマイプランに限り、令和7年1月末日まで（予算上限に達し次第終了））
交付決定方法	申請書提出後、審査委員会にて申請内容を審査した上で、補助金交付の可否及び補助金交付金額を決定します。
審査項目	① 必要性 ② 主体性 ③ 実現性 ④ 継続性 ⑤ 将来性 ⑥ 創意工夫
交付までの流れ	<p>例：6月に申請した場合の目安（太枠…申請者、細枠…区）</p>  <pre>graph LR; A[相談・申請 (6月)] --> B[審査委員会 (8月上旬)]; B --> C[交付決定 (8月中旬)]; C --> D[請求書提出]; D --> E[交付];</pre>
申請方法 （※要事前相談）	<p>青葉区ウェブサイトにて、「あおばスタート補助金交付要綱」を確認の上、掲載している申請書等に必要事項を記入し、郵送、Eメール又は直接提出してください。</p> <p>【提出先】 青葉区 地域振興課 地域力推進担当（青葉区役所4階74番窓口） 住所：〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31番地4 Eメール：ao-chiikiryouku@city.yokohama.jp</p>

